

○厚生労働省告示第四百十号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十一月十八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

- (961) 第八号中
リルピ(1004)を
ピ(1005)とし、
リン(1005)とし、
塩(961)から
酸(1003)まで
塩(962)を
・(1004)から
エム(1004)まで
トリ(960)とし、
シ(960)の次に
タ(960)次のよ
ビン(1004)うに
・(1004)加え
テ(960)る。
ノ(960)の次に
ホ(960)次のよ
ビ(960)うに
ル(960)加え
ジ(960)る。
ソ(960)の次に
プ(960)次のよ
ロ(960)うに
キ(960)加え
シ(960)る。
ル(960)の次に
フ(960)次のよ
マ(960)うに
ル(960)加え
酸(960)る。
塩(960)の次に
の次に次のよ
うに加える。